

「ガストロノミーツーリズム」に関する申請について Q & A

Q.01 Go To トラベルを利用可能か？

A.01 利用不可である。

本プロジェクトは、国および地方公共団体から他に助成を受ける取組みを助成対象外としている。よって、国の給付金事業である Go To トラベルを利用する取組みは助成対象外となる。

Q.02 立ち寄り先に新潟市があれば、出発地はどこでもよいのか？

A.02 出発地は新潟市を起点とし、本市の魅力を伝えるツアー内容であること。

Q.03 宿泊を伴うツアーの場合、新潟市以外に宿泊してもよいのか？

A.03 可能。ただし、新潟市の魅力を伝えるツアー内容であること。

Q.04 食事する場所は新潟市か、また新潟市産の食材でなければならないのか？

A.04 食事場所は新潟市以外でも構わないが、食材は新潟市産をメインとする内容であること一部に他の地域の產品とのコラボメニューの提供は可能である。

Q.05 ツアー企画者が新潟市、あるいは参加者が新潟市民である必要があるのか？

**A.05 企画内容が本制度の目的に合っており(新潟市の食、地域の魅力発信等)
申請者、連携事業者が当会議会員であれば新潟市民に限定しない。ただし、ツアーの実施については、申請者もしくは連携事業者が旅行業の資格を有していることが必須である。
ツアー参加者の居住地は限定していない。**

Q.06 既に周知している、あるいは販売しているツアーは対象事業となるのか？

A.06 助成対象外である。

本プロジェクトのために新たに考えた取組みを申請すること。

Q.07 ツアーの企画、実施の全てを委託する場合は対象事業となるのか？

A.07 助成対象外である。

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領 別表1による。